

官報

号外

令和三年四月十六日

○第二百四回国会衆議院会議録 第二十二号

令和三年四月十六日(金曜日)

議事日程 第十四号

令和三年四月十六日

午後一時開議

第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長金子恭之君。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(金子恭之君登壇)

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び円滑かつ迅速な避難の確保を図ろうとするもので、その主な内容は、防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置することができること、非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に改

更すること、

国の災害対策本部が災害が発生するおそれがある場合から設置することができること、

避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を市町村長の努力義務とすること、

市町村長の発令する避難勧告と避難指示を避難指示に一本化すること、

災害が発生するおそれがある場合における広域避難に係る規定を整備すること

等であります。

本案は、去る四月七日日本委員会に付託され、翌八日に小此木防災担当大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十五日に質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長石田祝稔君。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(石田祝稔君登壇)

○石田祝稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

本案は、去る四月六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十三日武田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十五日、質疑を行い、これを終局いたしました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

ろ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣上川陽子君。

(法務大臣上川陽子君登壇)

○国務大臣(上川陽子君) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由で送還を忌避する者が後を絶た

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の趣旨

ず、迅速な送還の実施に支障が生じているのみならず、退去強制を受ける者の収容が長期化する要因ともなっています。こうした状況を改め、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするには、適正な出入国在留管理を確保する上で喫緊の課題です。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、在留特別許可制度について、退去強制令書が発付されるまでの間に申請を行うことを可能とするともに、在留特別許可を行うか否かの判断に際して考慮すべき事情を明示することとするものです。

第二は、退去強制を受ける者のうち、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国が送還先である者及び送還を積極的に妨害する行為を行ったことがある者に対し、一定の要件の下で自ら本邦から退去することを義務付ける命令制度を創設し、命令に違反した場合の罰則を整備することとするものです。

第三は、難民認定手続中は法律上一律に送還が停止されるといういわゆる送還停止効に例外を設け、同手続中であっても、一定の場合には送還を可能とすることとするものです。

第四は、退去強制令書の発付を受けた者の自発的な出国を促すため、素行等を考慮して相当と認められる者について、その申請により、速やかに自費出国をした場合には上陸拒否期間を短縮する

ことができることとする制度を設けるものです。

第五は、退去強制手続における収容に代わる選択肢として監理措置の制度を創設し、当該外国人の逃亡のおそれの程度等を考慮して相当な場合には、収容せずに監理人による生活状況の把握その他の監理に付する措置をとりながら手続を進めることとするものです。あわせて、仮放免は、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度と改めるものです。

第六は、入国者収容所等における被収容者の処遇について、金品の取扱い、保健衛生及び医療、外部交通等に関する事項を明確化するため、具体的な規定を整備するものです。

このほか、難民に該当しないものの難民に準じて保護すべき者を補完的保護対象者として認定する手続を設け、これを適切に保護するための規定を整備すること、十六歳未満の外国人が所持する在留カード及び特別永住者証明書の有効期間を見直すことなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。屋良朝博君。

(屋良朝博君登壇)

○屋良朝博君 立憲民主党・無所属の屋良朝博です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

その前に、一言申し上げます。

私の地元沖縄の選挙区では、辺野古埋立てが進められております。一九九六年に日米両政府がアメリカ海兵隊普天間飛行場の返還を合意してから、今年十二月二十五日、四半世紀が過ぎました。安倍政権が民意を無視して強行した工事は、軟弱地盤が見つかり、順調に進んでも今後十二年もかかります。

政府は米軍部隊の本土移転を何度か検討しましたが、話が持ち上がると移設先が猛反発し、計画は頓挫します。

二〇一二年に、海兵隊千五百人を沖縄から山口県岩国基地に移転する提案が米政府から日本側に打診されたとの報道に対して、岸信夫防衛大臣は、当時、岩国はある程度の負担を受け入れてきたが、もうリミットが近い、こういう話が出ると自体が問題だ、米側が正式な協議にのせようとしたら、政府には即座に断つてもらわないと困ると反発しました。

その後も、オスプレイの飛行訓練の一部を佐賀空港へ移転するプランを安倍政権下の菅官房長官が進めようとしたが、やはり地元の反発で断念しています。

岸大臣に伺います。

基地負担をなぜかたくなに拒否するのでしょうか

か。沖縄基地問題の本質は、NIMBY、ノット・イン・マイ・バックヤード、うちの裏庭はやめてくれという、負担を嫌がる無責任でひきょうな安保政策ではないでしょうか。無理な理立てを強行するよりも、負担の分散を促すのが日米同盟の安定につながると考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、一九五〇年代に、岐阜、山梨、静岡、大阪、奈良に分散配置されていた海兵隊を沖縄へ集約、移転させたのは、岸大臣のおじい様、岸信介総理大臣でした。

昨日、二階俊博自民党幹事長が、東京五輪・パラリンピックについて、これ以上無理だということだったらすばつとやめなさいといけない、オリンピックで感染を蔓延させると何のためのオリンピックか分からないと、政権首脳で初めて五輪中止も選択肢であるとの発言をされました。

翻って、政府としては五輪中止は全く選択肢にないという認識でよろしいのか、五輪担当相として明確に御答弁いただきたいと思ひます。

それでは、入管法一部改正について伺ひます。

まず、本年三月に名古屋入管の収容施設に収容されていたスリランカ女性が亡くなられた事案について申し上げたいと思ひます。

このスリランカ人女性とは、昨年八月から名古屋入管施設に収容されていましたが、収容中に体調を崩し、二十キロ近くも体重を減らした上、お亡くなりになりました。

被収容外国人を人間として扱い、必要なときにきちんと医療を受けさせることが何よりも大事であります。

本件については、上川法務大臣が調査を指示

し、今日九日には調査状況に関する中間報告がなされましたが、死因はいまだ明らかになっておりません。

本件については、スリランカ駐在の日本大使がスリランカの外務大臣に面会した際にも外務大臣から言及がなされていたと伺っております。

最終的な調査結果はいづ公表されるのか、上川法務大臣の見解を求めます。

日本の入管法改正案に対して、国連難民高等弁務官事務所は、今日九日、重大な懸念があるとの見解を公表しました。

国連人権理事会も、三月三十一日、入管改正法は国際人権法違反とする旨の共同書簡を日本政府に送りました。

さらに、三月三十日に米國務省が発表した人権報告書の中で、日本の難民認定の低さの問題を指摘し、難民資格を与える法律はあるが、認定を拒む向きが強いと記述しております。また、二〇一九年に難民申請は一万三百七十五人で、認定を受けたのは僅か四十四人、国連難民高等弁務官事務所を始めNGOや市民グループは無期限収容に懸念を表明しているなど、難民申請を許可されず、入管施設に長期収容される外国人の問題を報告しております。

こうした国際社会の指摘をどのように受け止めるのか、上川法務大臣の認識をお伺ひいたします。

東京入管の収容施設では、今年の二月から三月にかけて、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、被収容者や職員を合わせて六十四人が感染したと伺っております。入管収容施設における医療体制は大変脆弱であり、被収容者から

は悲痛な叫びが支援者の下に届いております。

新型コロナウイルスに感染したスリランカ人男性は、発熱し、喉は痛く、食事ができない状態となったそうです。職員は、感染に効く薬はない、食事で免疫力をつけなさいとだけで、支援者らはおかゆの提供を求めましたが聞き入れられず、結局は隔離室で御飯にお湯をかけて食べたという事です。二か月で十三キロ痩せてしまったそうです。

収容所でコロナ禍に見舞われ、命の危険にさらされ続けている状況について、政府はどのようにお考えなのでしょうか。新型コロナウイルス感染症については、一刻も早く適切な医療へのアクセスが図られ、適宜治療を受けられるようにすべきだと考えますけれども、こうした方々に対する適切な処遇の在り方について、法務大臣の見解をお聞かせいただけますか。

我が国における難民認定率は諸外国と比較して極端に低いと指摘されており、二〇一八年には、国連人権種差別撤廃委員会からも、難民認定率が非常に低いことについて懸念が示されております。直近の令和二年における難民認定率も一・三%と低く、人権後進国と言われても仕方のないレベルと言えるのではないのでしょうか。

今、ミャンマーではクーデター軍による民間人虐殺が深刻な国際問題となっております。二〇一九年のデータで、ミャンマー人に対する世界の難民認定数が一万三千三百九十六人、認定率九二%だったのに対し、日本は、七百八十八人の申請に、難民認定はゼロでした。

米國務省の人権報告が指摘するように、そもそも、日本の制度は国際スタンダードで見れば難民

の人権保護に問題があり、その改善が優先されるべきにもかかわらず、今回の入管改正法は刑事罰を導入するなど、より強制力を強めようとしております。

我が国の難民認定に対する姿勢そのものについて、まずは見直すべきではないでしょうか。難民認定率が低いとの批判を正面から受け止めるべきでしょう。そして、日本の全件収容主義が自由権規約違反などとされる国連などの指摘に比べ、難民認定制度の運用の在り方を見直す考えはあるのか、上川法務大臣にお伺ひいたします。

現行では、難民認定申請がされると、難民認定手続が終了されるまでの間、申請の理由や回数を問わずに、一律、送還が停止されます。この送還停止効は、難民認定手続の者が手続中に送還されることなく安心して審査が受けられるよう、法的地位の安定化を図るという趣旨に基づくものです。

しかし、本法律案では、難民認定や補完的保護対象者認定の申請を複数回行っている者について、認定をすべき相当の理由がある資料を提出しない限り、三回目以降の申請においては送還停止効の対象外とすることとしています。

しかし、過去には、入管当局に難民として認められなかった外国人が、裁判を起し、一審敗訴しましたが、控訴審で逆転勝訴するケースもありました。日本に来て難民申請してからおよそ十年、ようやく難民としての地位を獲得した方もおられます。

このように、申請回数によって一律に送還停止効の例外を設けること自体が国際法上の原則に違反すると国連人権理事会は指摘しております。認

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部
を改正する法律案の趣旨説明に対する屋良朝博君の質疑

四

定を拒否されても裁判手続により難民認定をされる可能性があるにもかかわらず、その芽を摘んでしまい、本来は送還すべきでない者を誤って送還し、その者の生命や身体に危険を生じさせることにもなりかねません。

三回目以降の申請について送還停止効の対象外とした理由について、上川法務大臣の見解を伺います。

退去強制令書に基づく收容は、送還可能のときまで行うことができることとされており、期限の定めがないことから、送還を拒否する被收容者の長期收容につながりやすくなっています。

長期收容を防止するためには、收容期間に上限を設定するとともに、收容を継続する際には司法による審査を行うことが効果的ではないかという指摘もありますが、本法律案では、收容期間に上限が設けられることも、收容を継続する際にける司法審査についても規定されませんでした。その理由について伺います。

本法律案では、收容に代わる監理措置制度が新たに設けられ、被監理者である外国人は、監理人による監理の下、收容施設の外で生活ができるとされています。

しかし、最近の報道によりすると、外国人支援に取り組む個人や団体の約九割が、監理措置制度に対して懸念を示しております。また、監理措置制度を評価できないとしている者も九割近くおり、收容から解かれた外国人の監視が民間に押しつけられる、監理人の担い手が見つからず、長期收容の解決にはなり得ないという声もあります。

外国人支援に取り組む支援者は、監理措置制度における監理人の担い手として想定されておりま

すけれども、そうした支援者からの監理措置制度に対する否定的な声などをどのように受け止めているのでしょうか。監理人のなり手がなければ監理措置制度は十分に機能しないおそれがありますが、上川法務大臣の見解を伺います。

また、本法案の監理措置制度は、監理人となつてくれる家族や支援者が存在することと上限三百万円の保証金を支払うことが前提となっています。この仕組みでは監理者の有無と資金力の有無に基づく差別的な制度だと、国連人権理事会は指摘しています。指摘について、上川法務大臣の見解を伺います。

本法律案では、監理者の下から外国人が逃亡した場合には刑事罰が科せられることになっていきます。さらに、強制退去命令を受けた外国人が出国手続を進めない場合、新たに設けられる命令制度で刑事罰が科せられます。

国連などからも改善の指摘を受けているにもかかわらず、難民認定が正しく行われているかどうか点検し、根本的な制度の見直しを優先するべきところ、刑事罰を含む強引な手法で問題解決を図るのであれば、抜本的な改善は望めないのではないのでしょうか。支援者の活動を萎縮させるのではないかと指摘もありますが、上川法務大臣の見解を伺います。

立憲民主党は、立憲主義に基づき、国際人権規範ののつとめた入管、難民政策を推進していくことをお約束し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 屋良朝博議員にお答え申し上げます。

まず、名古屋出入国在留管理局の被收容者の死亡事案に係る最終的な調査結果の公表時期についてお尋ねがありました。

本事案における当局等の対応の適否などについては、死因について一定の結論を得た上で判断することが適切であると認識していますが、解剖を実施した解剖医による鑑定が継続中であり、現時点で死因の判明には至っていません。

今後、司法解剖の結果を踏まえて、適切な時期に必要な改善策を含む最終調査報告を取りまとめる予定です。

次に、国際社会からの指摘の受け止めについてお尋ねがありました。

出入国在留管理行政上、送還忌避や長期收容の解消は重大な課題であるところ、本法律案は、現行の退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとし、これらの課題に対応するためのものであり、外国人の人権にも十分に配慮した適正なものと考えています。

国際社会からの指摘については真摯に受け止めて、懸念があるとされた部分については、我が国の法制度の在り方や出入国在留管理庁の考え方を十分に説明するとともに、示された指摘等も踏まえ、適切な運用の在り方を検討するなど、必要な対応を取ってまいります。

次に、入管收容施設における新型コロナウイルス感染者に対する医療の提供等の処遇の在り方についてお尋ねがありました。

入管收容施設は大切な命を預かる施設であり、特にコロナ禍の状況においては、被收容者に適切な医療上の措置を講ずることが行政としての重要な責務であると認識しています。

御指摘の集団感染事案においては、保健所の指導を受けながら、被收容者の体調等を個別に注意深く把握し、その症状等に応じ、庁内診療室又は外部医療機関の医師による診療を行ったり、入院の措置を取るなどしました。

三月四日以降、被收容者の新たな感染は発生していません。

また、感染が判明した被收容者の方々は、多くが無症状又は軽症であり、いずれの方も既に再検査で陰性の判定となっています。

コロナ禍において、引き続き、個々の被收容者の体調等を注意深く把握し、体調不良者については、庁内又は外部医療機関において、迅速に診療を行う対応を徹底してまいります。

次に、難民認定制度の運用の在り方についてお尋ねがありました。

平成二十六年の難民認定制度に関する専門部会から、難民該当性に関する判断の規範的要素を、可能な限り一般化、明確化することを追求するべきという提言を受けています。

そこで、難民認定制度の透明性向上の観点から、現在、我が国及び諸外国でのこれまでの実務上の先例、UNHCR、国際連合難民高等弁務官事務所が発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化について検討しています。

また、UNHCR等の協力を得て、難民認定申請者の出身国情報や難民調査の手法等に関する研修を実施し、難民調査官の調査能力の向上に努めているところです。

さらに、本法律案では、難民条約上の五つの理由によらずとも迫害を受けるおそれがあり、かつ

それ以外の難民の要件を全て満たすときは、難民に準じて補完的保護対象者と認定することとしています。

次に、三回目以降の難民認定申請について送還停止効の例外とした理由についてお尋ねがあります。

そもそも、送還停止効は、難民認定申請中の者の法的地位の安定を図るために設けられたものです。

既に二度、難民等の不認定処分が行政上確定した者は、二度にわたり難民等の該当性について判断され、その審査が十分に尽くされており、法的地位の安定を図る必要はないものと考えられます。

もっとも、三回目以降の申請においても、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した場合は、法的地位の安定を図る必要があるため、送還は停止することとしています。

次に、収容期間の上限や収容に際して司法審査を設けていない理由についてお尋ねがあります。

収容期間に上限を設けた場合、その上限まで送還を忌避し続けられ、逃亡のおそれ大きい者を含め全員の収容を解かざるを得ず、確実、迅速な送還の実施が不可能となります。

そのため、収容期間の上限は設けず、収容の長期化の解消、防止については、収容に代わる選択肢としての監理措置の創設とともに、在留が認められない者の迅速な送還等により、図ることとしました。

収容するか、監理措置に付すか、この判断については、対象者の収容等を執行する立場の者では

なく、上級の入国審査官である主任審査官において審査することとしています。

また、その判断に不服があれば、行政訴訟を提起し、事後の司法審査を受けることができます。

こうした事前事後の仕組みにより、収容の要否の判断について、十分に適正性が確保されており、これらとは別に司法審査を設ける必要はないと判断しました。

次に、収容に代わる監理措置の運用上の課題についてお尋ねがありました。

監理人にとつて、生活状況を把握した上での届出義務が負担となる旨の支援者の声があることは承知しています。

この点、監理措置に付された者による逃亡等の条件違反行為を未然に防止するため、監理人は、外国人の生活状況を把握しつつ、指導監督するとともに、必要な事項を届け出なければならぬと考えています。

もっとも、支援者等の懸念を解消し、多くの人に監理人を引き受けていただくことで、制度を円滑に機能させることは極めて重要であると考えています。

そこで、制度の趣旨等を丁寧に説明し、御理解を得るよう努めるとともに、監理人にとつて過度な負担とならないよう、届出の方法等についても引き続き検討してまいります。

次に、監理人や監理措置の保証金についてお尋ねがありました。

監理措置においては、対象者の逃亡等を防止するため、監理人による監理に付し、保証金を納付させることとしています。

監理措置に付すべき外国人について、適切な監

理人を確保できるよう、必要な取組を行ってまいります。

また、保証金の額は、その者の資産等の様々な事情を勘案して必要な額を適切に定めることとしています。

最後に、監理措置における逃亡の罪及び退去命令の罪についてお尋ねがありました。

犯罪の成否については、捜査機関において収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であると考えています。

その上で、一般論として申し上げると、いずれの罪も、犯罪の主体が限定されていることに加え、処罰の対象となる行為は明確に規定されており、支援者等の通常の支援行為が処罰の対象となることは考え難いと思われます。

また、監理措置における逃亡の罪については、監理措置に付された者に交付される監理措置決定通知書に条件の内容が記載されるため、いかなる行為が構成要件に該当するかが容易に分かる仕組みとなっております。

したがって、支援者の活動を萎縮させるとの指摘は当たらないと考えています。(拍手)

(国務大臣岸信夫君登壇)

○国務大臣(岸信夫君) 屋良朝博議員にお答えをいたします。

沖縄における基地負担の軽減についてお尋ねがありました。

沖縄の基地負担の軽減は、政権の最重要課題の一つであり、負担を全国民で分かち合うというところが必要との考えの下、普天間の空中給油機の岩国への移駐や、オスプレイの訓練移転等を行うとともに、北部訓練場の過半の返還といった取組も

進めてきています。

また、普天間飛行場の代替施設の辺野古への移設を着実に進めていくことで、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現していく考えです。

今後とも、沖縄の基地負担軽減に全力を尽くしてまいります。(拍手)

(国務大臣丸川珠代君登壇)

○国務大臣(丸川珠代君) 東京オリンピック・パラリンピックに関してお尋ねがございました。

御指摘の収録番組での発言については、二階幹事長が、安全、安心な大会の開催に向け、しっかりと支えていくことに変わりはありませんというコメントを出されていると承知をしております。

IOCのコーツ調整委員長は、東京オリンピック百日前に合わせたメッセージの中で、大会は必ず開催され、七月二十三日に開幕すると述べていると承知をしております。

大会開催の最終的な決定は、主催者であるIOC、IPC、東京都、組織委員会が行うものであります。

政府といたしましては、安全、安心な環境を確保することを最優先に、内外の感染状況等を注視しつつ、様々なスポーツ大会における感染対策の取組や、感染症専門家の知見も踏まえ、引き続き、東京都や組織委員会、IOCなどと緊密に連携して、準備を進めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 吉田宣弘君。

(吉田宣弘君登壇)

○吉田宣弘君 公明党の吉田宣弘です。

私は、公明党、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました出入国管理及び

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

難民認定法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

コロナ禍前の最近の統計データによると、日本に入国する新規外国人入国者は年間約三千万人、中長期の在留者数は約二百九十万人、そのうち、在留期間経過後に所在不明又は不法就労となった不法残留者は約八万人とのこと。そして、摘発等で退去強制手続を経て帰国する者が年間約一万人いる一方、送還忌避者は約三千人にも上ることとございます。

この数値にも見られますように、送還忌避者の増加や収容の長期化の問題は、我が国の出入国在留管理制度の根幹を脅かすものであり、その解決は喫緊の課題であります。

そこで、昨年六月に、収容・送還に関する専門部会によって、退去強制手続において、庇護、在留を認めるべき者と送還すべき者を適切に判別、認定した上で、送還すべき者を迅速に送還し、長期収容を解消することを内容とした提言が取りまとめられました。

公明党は、その提言の方向性を評価しつつ、人道主義の立場から保護されるべき者が適切に保護されるべきとして、さらに、支援団体や専門家の学者の方々とヒアリングを重ねてまいりました。そして、昨年九月に、当時の森まさこ法務大臣に、公明党難民政策PTとして、制度改正の検討に当たり、ノン・ルフールマンの原則、すなわち、生命や自由が脅かされかねない人々が、入国を拒まれ、あるいは、それらの場所に追放し、送還されることを禁止する国際法上の原則に貫かれるものでなければならないという観点から、申入れを行い、その内容が反映された改正案となった

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する吉田宣弘君の質疑

ことを高く評価します。

このような経緯を踏まえ、以下、質問いたします。

まず、改正案では、退去強制手続を一層適切なものとするための措置が盛り込まれています。退去強制手続は、本邦に滞在する法的根拠が失われた外国人に対して行われる手続と承知しておりますが、その手続に関しては、個々人の事情が十分に配慮され、適切に考慮されなければなりません。

そして、改正案では、退去強制令書の発付前に、本邦への在留を希望する外国人からの在留特別許可の申請を可能とする申請手続が新設されました。これまで、在留特別許可は退去強制手続の一環として行われてきたと承知しておりますが、これとは分離して在留特別許可の申請手続が創設された理由について、法務大臣の答弁を求めます。

また、在留特別許可の判断については、申請者の状況をきめ細やかに把握する必要があると考えますが、改正案ではその判断をどのように行おうとしているかについても併せて答弁願います。

次に、難民条約上の難民ではないけれども、難民に準じる外国人は適切に保護されなければなりません。諸外国と比べて難民認定率が低いと言われる我が国の状況の中で、改正案はどのように対応しているのか、法務大臣の答弁を求めます。

また、国際社会の動向や国際人権法上の規範を踏まえて、諸外国における取組などを参考にし、保護の対象は明確にされるべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

次に、迅速な送還実施及び送還忌避者の長期収容問題の解決のためには、送還停止効に対して一定の例外を設けることが必要であると考えますが、ノン・ルフールマンの原則に反するおそれがあるとの懸念が示されています。

送還停止効に例外を設ける場合でも、その対象は明確に定められ、慎重に判断されるべきと考えますが、法務大臣の答弁を求めます。

次に、現在の退去強制制度には、被退去強制者に直接退去を義務づける規定や退去に応じない場合に制裁を科する規定が存在しません。そのため、自国民の受取を拒否する者や暴れるなどして送還を妨害する者の送還が事実上不可能となるなど、本人の意思に反して送還を強制できない問題が存在します。

そこで、本改正案では、退去を義務づけるなどの命令制度が創設され、その実効性を担保するために罰則が設けられていることは妥当であると考えます。

しかし、被退去強制者が本邦から退去することが困難な事情は様々であり、退去強制処分が訴訟で覆される例も見られることに鑑みると、その対象は適切に限定されるべきと考えますが、改正案はどのように対応しようとしているのかについて、法務大臣の答弁を求めます。

また、罰則が設けられている場合、外国人を支援する者が共犯とされるおそれがあるなど、支援を萎縮させるとの懸念にも配慮すべきと考えますが、法務大臣の答弁を求めます。

次に、改正案では、逃亡等を防止できる場合に、監理人による監理に付して社会内で起居させるとい、収容に代わる監理措置の創設が盛り込

まれました。被退去強制者が仮放免されない限り収容される現行制度に併せてこのような新たな措置が創設された理由について、法務大臣にお尋ねいたします。

また、新たな収容代替措置の対象者については、社会内での生活を維持するため、働けるようにする要請があると考えますが、併せて答弁を求めます。

次に、長期収容の解消及び適切な処置の実施のために、外国人の実情に合わせて仮放免の在り方も見直されなければならないと考えます。

では、改正案ではその在り方についてどのように見直しがなされているのかについて、法務大臣の答弁を求めます。

また、罰則が設けられた場合、支援者が共犯とされるおそれがあるため、活動が萎縮するとの懸念が示されることについても、併せて答弁を求めます。

次に、三十代のスリランカ人女性が名古屋出入国在留管理局で収容中の三月六日にお亡くなりになりました。

お亡くなりになった女性に対しては衷心より深く御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にはお悔やみを申し上げます。

このような不幸な事案は絶対に回避されなければなりません。そのためには、入管収容施設における常勤医師の確保や、治療拒否者に対して必要な医療上の措置を可能とするための体制整備など、積極的に推進すべきと考えますが、法務大臣の答弁を求めます。

最後に、今年は、日本が難民条約に加入してから四十年の節目の年に当たります。また、十年前

には、衆参両院本会議において、難民問題解決に向けた国会決議が行われました。一方、昨年、日本で難民認定を受けた方は四十七人にとどまり、国会決議がうたう、世界の難民問題の恒久的な解決に向け主導的な役割を担うための取組は、まだまだこれからであると考えます。

そして、新型コロナウイルス感染症は、外国人の入国制限などによって、日本の国際化が進んでいた事実と併せて日本がいくに多くの外国人に頼っていたかについて気づかせるきっかけとなりました。

同時に、既に日本で暮らしている外国人の多くが新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮しており、国籍や在留資格を問わず、誰一人取り残さない社会をつくることの重要性が、より一層明らかになりました。透明性の高い出入国管理行政、保護を必要とする人に寄り添うことのできる難民認定制度は、そのような社会づくりの基盤と言えます。

誰一人取り残さない社会の形成に向けて、改正案を所管する法務大臣の決意をお尋ねし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 吉田宣弘議員にお答え申し上げます。

まず、在留特別許可の申請手続についてお尋ねがありました。

在留が認められない者の迅速な送還の前提として、退去強制手続において、在留を認めるべき者の適切、迅速な判別が必要です。

そのためには、退去強制手続の対象者に対し、在留特別許可の判断に当たって考慮すべき事情を

より明確に示した上で、当該事情について十分に主張等をして得る機会を手続として保障することがより適切と考えます。

このような手続保障の充実という観点から、在留特別許可の申請手続を創設することとしました。

次に、在留特別許可の判断基準についてお尋ねがありました。

本法律案では、在留特別許可の判断に当たっての考慮事情を明示することとしました。

これにより、在留特別許可の申請者が考慮事情を踏まえた的確な主張や資料の提出を行えるようになることともに、これらを十分に踏まえた適切な判断が可能となると考えています。

なお、考慮事情の具体的な考え方については、ガイドラインとして公表する予定です。

次に、難民に準じる外国人の保護についてお尋ねがありました。

現在も、難民条約上の難民とは認められない者であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる者については、在留特別許可等により本邦への在留を認めているところです。

その上で、かねてより、難民以外の者で保護の対象とする者を明確にし、より安定した在留上の地位を与えるべきとの御意見もありました。

そこで、本法律案において、難民条約上の難民には該当しないものの我が国として難民に準じて保護すべき者を補完的保護対象者と定義し、その認定をする制度を設けることとしました。

次に、補完的保護対象者の対象の明確化についてお尋ねがありました。

本法律案では、補完的保護対象者は、難民条約

における難民の要件のうち、迫害の理由が人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の全ての要件を満たすものという旨を明文で定義しています。

この定義を満たすときは補完的保護対象者と認定することとなり、法律により、その対象は明確になっています。

次に、難民認定申請中の送還停止効の例外についてお尋ねがありました。

本法律案において、送還停止効の例外となる者は、明文で、二回の難民認定申請が不認定処分確定している三回目以降の難民認定申請者、我が国への在留を認めることが一般的に適切でない、無期又は三年以上の懲役又は禁錮に処せられた者、外国人テロリスト等及び暴力主義的破壊活動者としています。

また、三回目以降の申請であっても、難民等として認定すべき相当の理由がある資料の提出があった場合には送還を停止することとしており、極めて慎重を期したものとなっています。

次に、退去の命令制度の対象についてお尋ねがありました。

退去の命令の対象者は、本邦から退去する意思がない旨を表明している場合で、送還先が退去強制令書の円滑な執行に協力しない国であること、偽計又は威力を用いて送還を妨害したことがあり、再び同様の行為に及ぶおそれがあること、いずれかにより送還が困難な者に限定されています。

難民認定手続中であることにより送還が停止されたときなどには当該命令の効力は停止され、さ

らに、退去の命令の発出前に、あらかじめその者の意見を聞くこととしています。

次に、退去の命令違反の罪についてお尋ねがありました。

犯罪の成否については、捜査機関において収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であると考えています。

その上で、一般論として申し上げると、この罪は、先ほど申し上げたとおり、命令の対象者が限定されており、行為についても、故意に命令に違反して本邦から退去しないというものに限定されています。

そのため、支援者等が通常の支援行為を行うことと処罰の対象となることは考え難いと思われる。

次に、監理措置の創設理由についてお尋ねがありました。

現行の入管法では、退去強制手続を取る場合、收容令書又は退去強制令書により收容することが原則とされています。

本法律案では、社会内で生活しながら退去強制手続を進めることが相当である場合には、退去強制手続における收容に代わる選択肢として、相当期間にわたり收容せずに監理人による監理に付す措置を取りながら退去強制手続を進めるための手段として、監理措置を創設することとしました。

これにより、被收容者数の減少とともに、長期收容の解消が大きく期待できると考えています。

次に、監理措置に付された者の生計の維持や就労についてお尋ねがありました。

退去強制令書の発付前に監理措置に付された者は、退去強制事由に該当する疑いがあるものの、

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

我が国から退去させることがいまだ決定された者ではないため、生計の維持に必要な場合、許可を受けて、報酬を受ける活動を行うことを可能としました。

他方、退去強制令書の発付を受けた者は、行政手続上、我が国から退去させることが決定された者ですので、そのような者である以上、就労を認めないこととしています。

その上で、退去強制令書の発付の前後を問わず、監理措置に付された者が社会内で生活するに当たって、監理人と出入国在留管理庁が連携して適切に対応することとしています。

次に、本法律案における仮放免の在り方についてお尋ねがありました。

仮放免については、創設される監理措置との区分を明確化する観点から、健康上、人道上その他これに準ずる理由がある場合に収容を一時的に解除する措置と整理し、これを明記しました。

さらに、仮放免を許可する場合には、その期間を設定し、保釈金は廃止することとしました。

次に、仮放免中における逃亡の罪についてお尋ねがありました。

犯罪の成否については、捜査機関において収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であると考えています。

その上で、一般論として申し上げると、犯罪の主体が限定されていることに加え、処罰の対象となる行為は明確に規定されており、支援者等の通常の支援行為が処罰の対象となることは考え難いと思われま

す。また、仮放免された者に交付される仮放免許可書に条件の内容が記載されるため、いかなる行為

が構成要件に該当するかが容易に分かる仕組みとなつています。

次に、入管収容施設における医療体制の整備等についてお尋ねがありました。

被収容者の死亡事案等が生じないようにするためにも、被収容者に対する医療体制の一層の充実を図る必要があることは御指摘のとおりです。

本法律案では、入管収容施設において常勤医師を継続的かつ安定的に確保するため、常勤医師の兼業の要件を緩和することとしています。

あわせて、本法律案では、被収容者による拒食事案等に適切に対応するため、治療等を拒否する者に対しても、その者の心身に著しい障害が生じるおそれがある場合等は、必要な医療上の措置を取るものとする旨の規定を設けることとしています。

これらの措置により、収容施設における医療を含む処遇の一層の充実を図つてまいります。

最後に、今後の出入国在留管理行政に対する決意についてお尋ねがありました。

法務省は、現在、誰一人取り残さない社会の実現という持続可能な開発目標の理念をも踏まえ、入管法に基づく外国人の受入れを推進するとともに、底護すべき外国人は適切に保護しつつ、日本人と外国人が互いに尊重し、ルールを守りながら共生する社会の実現を目指す取組を進めています。

今回の入管法改正により、在留を認めるべき外国人を社会の構成員として受け入れるとともに、ルールを守らず、最終的に在留が認められないと判断された外国人は退去させるということを一層確実に実現することが可能となり、これによつ

て、日本人と外国人が安心して暮らせる共生社会の実現につながっていくものと考えています。
(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、入管法等一部改正案について質問します。(拍手)

政府は、外国人政策について、移民政策は取らないという建前を取りながら、実際には、経済界が求める安価な労働力、雇用の調整弁として外国人の受入れを拡大するという、極めて欺瞞的な姿勢を取り続けてきました。この下で、外国人の基本的人権を尊重した雇用、教育、社会保障などの総合的な支援制度は整備されず、不当な労働条件の押しつけなど、人権侵害が横行しています。

入管法についても、退去強制手続について、制定以来、抜本的な改正は一度も行われず、在留資格を失った外国人を全て収容する全件収容主義の下、まともな医療すら受けられない長期収容が常態化し、死亡事件も相次いでいます。今年三月にも、名古屋入管で、三十代のスリランカ人女性死亡する痛ましい事件が起きています。

今求められているのは、この現状を根本的に改め、外国人の基本的人権の尊重と国際人権基準に基づいた入管制度に転換することです。

ところが、本案は、退去強制手続全体において、入管庁の裁量拡大と厳罰化を進めるものです。これは、外国人の人権侵害を更に深刻化し、国際基準から逆行するものであり、断じて認めることはできません。本案は、長期収容など一定の要件を満たす外国

人について、入管施設外での生活を認める監理措置制度を設けるとしています。

政府は収容の代替措置と位置づけていますが、あくまでも入管庁が相当と認めるときにしか認められず、現行の仮放免や在留特別許可の極めて限定的な運用を見ても、長期収容の改善が進む保証はどこにもありません。

また、監理人には、外国人への監督義務、政府への届出義務が課され、違反すれば罰則の対象となります。これは、支援団体や弁護人の立場とは到底両立し難いものです。

今やるべきことは、日弁連などが繰り返し求めている、収容の要否などへの裁判所の関与、収容期間の上限設定など、抜本的な改革を行うことではありませんか。

本案は、難民認定申請中は強制送還しないというルールを改悪し、三回目の申請以降は強制送還できるとしています。

しかし、そもそも、日本の難民認定率が〇・四％と先進国の中でも極めて低いことこそ、複数申請の根本原因ではありませんか。

二〇一一年から一八年に難民認定を受けた二百十二人のうち、約一割に当たる十九人が、三回目の申請中に訴訟で勝利して難民認定を受けています。この事実の重みをどう考えているのですか。本案は、難民に準じる外国人を補充的保護対象者と認定するとしています。その範囲も極めて限定的です。

極端に狭い日本の難民の定義を国際水準に改める、独立した第三者機関が難民認定の審査をする、こうした抜本的な改革こそ求められているではありませんか。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する旨説明に対する藤野保史君の質疑

本案が国外退去を拒んだ場合の罰則を設けていることは、極めて重大です。

実際には、退去強制令書を受けた者のうち、九割を超える外国人が国外退去に応じています。残っているのは、家族がいる人や、母国で迫害を受けている人など、そもそも帰すべきではない人たちなのです。親の事情で在留資格がないまま日本で生まれ育った子供に対しても、退去強制令書が出されているのが現実です。こうした子供にも罰則を適用するのですか。

また、非人道的な弾圧が続いているミャンマーやクルドなどから避難し、日本で難民申請している人たちもいます。本案は、本来保護されるべき外国人の強制送還を増加させるのですか。

本案について、国連人権理事会特別報告者らは、今年三月、ノン・ルフールマン原則違反の懸念など、国際的な人権水準に達しておらず、再検討を強く求めるという共同書簡を日本政府に提出しています。この国連人権理事会の懸念に真摯に向き合うべきではありませんか。

外国人との真の共生社会の実現に向けて、入管制度の根本的改革を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣上川陽子君登壇)

○国務大臣(上川陽子君) 藤野保史議員にお答え申し上げます。

まず、入管制度における外国人の基本的人権の尊重についてお尋ねがありました。

出入国在留管理行政上、送還忌避や長期收容の解消は重大な課題であり、本法律案は、現行の退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとし、これらの課題に対応するためのものです。

本法律案は、外国人の人権にも十分に配慮した適正なものであると考えています。

次に、監理措置制度の導入についてお尋ねがありました。

監理措置に付するか否かの判断については、対象者の收容等を執行する立場の者ではなく、上級の入国審査官である主任審査官において審査することとしています。

また、主任審査官は、監理措置決定をしないときは、当該外国人に書面でその理由を通知することとし、判断の透明性を高めています。

さらに、監理措置に付されなかった場合に、その判断に不服があれば、行政訴訟を提起し、事後の司法審査を受けることも可能です。

これらの仕組みにより、監理措置の適正な運用が担保され、長期收容の改善が進むものと考えます。

次に、監理人の義務と支援団体等の立場との関係についてお尋ねがありました。

監理措置に付された者による逃亡等の条件違反行為を未然に適切に防止するため、監理人は、外国人の生活状況を把握しつつ、指導監督することにも、必要な事項を届け出なければならないとしています。

支援団体や弁護士としての立場の重要性は認識していますが、監理措置制度を円滑に運用するため、こうした監理人の役割を十分に御理解いただいた上で監理人になっていただけるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。

次に、收容の要否等への裁判所の関与や、收容期間の上限についてお尋ねがありました。

は、対象者の收容等を執行する立場の者ではなく、上級の入国審査官である主任審査官において審査することとしています。

その判断に不服があれば、行政訴訟を提起し、事後の司法審査を受けることができます。

こうした事前事後の仕組みにより、收容の要否の判断について、十分に適正性が確保されており、これらとは別に裁判所の関与は必要はないと判断しました。

また、收容期間に上限を設けた場合、その上限まで送還を忌避し続けられ、逃亡のおそれが大きい者も含め全員の收容を解かざるを得ず、確実、迅速な送還の実現が不可能となります。

そのため、收容期間の上限は設けず、收容の長期化の解消、防止については、收容に代わる選択肢としての監理措置の創設とともに、在留が認められない者の迅速な送還等により、図ることとなりました。

次に、我が国の難民認定率についてお尋ねがありました。

大量の難民、避難民を生じさせる国との地理的要因や難民申請がなされる状況などは各国それぞれ異なっており、難民認定数や認定率により単純に我が国と他国とを比較することは相当ではありません。

我が国では、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民条約の定義に基づき、難民と認定すべき者を適切に認定しています。

また、現行法上、難民認定申請中は一律に送還が停止されることから、送還忌避者の中には、送還の回避を目的として難民認定申請を繰り返す者が相当数存在します。

このような状況は、在留管理、送還業務を適切に遂行する上で大きな障害となっていることから、本法律案により、送還停止効に一定の例外を設けることとしています。

次に、難民不認定処分を受けた後、訴訟を経て認定される事案があることについてお尋ねがありました。

本法律案では、二度の難民不認定処分又は補完的保護対象者の不認定処分を受け、いずれの処分についても行政上確定した者については、送還停止効の例外とすることとしています。

議員御指摘の数値については、にわかに確認することができませんが、三回目以降の申請者であっても、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した場合は、送還が停止されることとしています。

次に、補完的保護対象者の範囲についてお尋ねがありました。

本法律案では、補完的保護対象者は、難民条約における難民の要件のうち、迫害の理由が人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の全ての要件を満たす者をいいます。

このような定義とすることで、理由を限定することなく、帰国した場合に難民条約上の迫害を受けるおそれのある者は補完的保護対象者と認定され得ることとなり、対象範囲が限定的との御指摘は当たらないと考えます。

補完的保護対象者と認定できない場合であっても、人道的な配慮を理由に在留を認めることが相当と判断される場合には、在留特別許可をすることなどにより、適切に保護することとなります。

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

次に、難民の定義と難民認定の審査についてお尋ねがありました。

我が国では、難民条約の定義に基づき、申請者ごとにその申請内容を審査した上で、難民と認定すべき者を認定しています。

難民認定の審査に関しては、難民不認定処分に対する不服申立て手続において、外部の有識者を審理員とする難民審査参与員制度を導入しています。

また、UNHCR、国際連合難民高等弁務官事務所等の協力を得て、研修等を通じて難民調査官の専門性や調査能力の向上を図るなどしており、難民認定の判断における客観性、公平性、中立性を確保しています。

次に、子供に対する退去命令の罰則の適用についてお尋ねがありました。

犯罪の成否については、捜査機関において収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であると考えています。

本法律案では、子供であっても在留特別許可を申請し、許可がされれば、適法に本邦に在留することができ、その判断に当たっては、日本で生まれ育ったという事情も適切に考慮されることとなります。

また、退去の命令の対象者は限定されています。

御指摘のような子供に対し、退去の命令が発出されることは基本的には想定されないと考えています。

次に、保護すべき外国人についてお尋ねがありました。

難民認定申請がなされた場合、申請者ごとにそ

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山尾志桜里君の質疑

一〇

の申請内容を審査した上で、難民に該当するときには難民と認定し、難民とは認定できない場合であっても、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を許可しているところで

本法律案では、難民条約上の五つの理由によらずとも迫害を受けるおそれがあり、かつそれ以外の難民の要件を全て満たすときは、難民に準じて補完的保護対象者と認定することとしています。

難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度を適切に運用し、今後とも真に庇護を要する者を確実に保護してまいります。

最後に、特別報告者らが共同書簡で示した懸念についてお尋ねがありました。

出入国在留管理行政上、送還忌避や長期收容の解消は重要な課題であり、本法律案は、現行の退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとし、これらの課題に対応するためのものです。

本法律案は、外国人の人権にも十分に配慮した適正なもので、我が国が締結している人権諸条約に抵触するものではないと考えます。

御指摘の共同書簡については、事前に説明をする機会をいただければ、法案の内容やその適正性について正確に理解いただけたものと考えております。

今後、改正法案の内容やその適正性について、十分に理解していただけるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。(拍手)

(国務大臣茂木敏充君登壇)

○国務大臣(茂木敏充君) 国連人権理事会の特別報告者等からの書簡についてお尋ねがありました。

我が国としては、国際人権諸条約の締結国として、条約が定める義務を誠実に履行しており、我が国の制度がそれに違反しているとは考えておりません。今国会に提出された入管法の改正案は、現行法の退去強制手続を一層適切かつ実効的なものにするなどを目的とするものと認識をいたしております。(拍手)

○議長(大島理森君) 山尾志桜里君。

(山尾志桜里君登壇)

○山尾志桜里君 国民民主党の山尾志桜里です。国民民主党・無所属会派を代表して、出入国管理及び難民認定法等改正案について質問します。(拍手)

收容の長期化を解決すべきという目的には賛成です。ただ、その原因を、外国人による送還忌避に矮小化することには異議があります。

入管側の難民認定消極主義、そして認定待ちなどの間の全件收容主義、こうした入管側の問題にも大いに起因していることを認めるべきです。

したがって、第一に、認定すべき難民は認定する、第二に、收容判断と收容環境について人権状況を改善する、その上で、第三に、帰るべきなのに帰らない送還忌避の方には帰っていただく、こうした三つの方針に基づいた解決策が求められています。

そこで、大臣に伺います。

今回、法改正の中身を見ると、難民認定制度の運用を見直したり、收容に代わる監理措置を創設したり、不十分とはいえ、入管側の問題点も改善しようとはしています。でも、入管側に問題点があること自体をなかなか認めません。收容長期化

の原因は外国人側の送還忌避だけですか、ほかにあるならそれは何ですか、ここは率直に説明すべきです。認識を伺います。

日本に家族がいるなど国内の事情でとどまる場合は在留特別許可、本国での迫害のおそれなど国外の事情でとどまる場合は難民認定。

在留特別許可について、これまで入管裁量のブックボックスだったのが、今回、申請手続ができ、判断基準が明示され、不許可の場合は理由が告知されるようになることは評価します。

他方、難民認定については、これまで、迫害の解釈が余りにも狭過ぎる上、着のみのまままで逃げてきた当事者に客観的な証拠を要求するなど、問題が数々指摘されてきました。今回の運用の見直しにより迫害の解釈は適切に広がるのか、入管側の情報収集能力向上によって当事者側の過度な負担を減らせるのか、具体策をどう準備しているのか、伺います。

また、人種や宗教など特定の理由による迫害から保護する場合は難民制度を使い、無差別攻撃による命の危険など、条約上の難民と認定し難い場合が提案されていますが、その実効性を伺います。

ウイグル、香港、ミャンマーなど人権弾圧国から日本に来ている外国の方々にとって、今回新設される制度や難民認定運用の見直しは送還の不安を解消するものとなっているのでしょうか。人権国家の法務大臣として、心ある答弁を求めます。

今回、施設に收容せず、監理人の下で社会生活を営む制度の新設が提案されています。全件收容主義という基本方針の転換と捉えてよいのでしょうか。お答えください。

また、この監理人については、罰則付きの厳しい監理責任を定める一方、報酬の定めがありません。引受手は確保できるのでしょうか。実際、なんみんフォーラムが弁護士や支援団体を対象にアンケートしたところ、六割の方が現に外国人を支援しているというこの母集団にもかかわらず、九割の方が現政府の提案では監理人になりたくてもなれないと答えています。

大臣に伺います。

罰則つきでは支援したくてもできないという声にどう応えますか。財政支援はあるのでしょうか。弁護士が監理人となった場合、違反行為の届出義務と守秘義務とが矛盾しませんか。答弁を求めます。

入管側として改めるべきは改めた上で、送還忌避に該当する方には適切に帰国いただくことは国家として当然です。

ただ、難民認定手続中であっても送還できるようにする、この制度変更には強い懸念を持ちます。本来保護すべき人を本国に帰してしまい、非人道的な結果をもたらすことはありませんか。

申請三回目以上の方を送還可能とする提案について、三回目以上の申請でようやく難民認定され、救済された例が今までのないのか、現在、三回目以上の申請者は何名いるのか、その方々は法改正を契機に送還されてしまうという事態があり得るのか、お答えください。

私たち国民民主党は、他の野党の皆さんとともに、入管法改正案の対案を既に提出しています。難民認定の公正を保つための独立行政委員会を創設すること、全件収容主義を改めること、収容令状の発付は裁判所が行うものとする。いずれ

も本質的な改正ですが、真摯に検討いただくべき提案だと思えます。検討いただけますか。答弁を求めます。

日本の出入国管理行政が国際社会から厳しい指摘を受けていることは事実です。どの国も国内に人権問題を抱えています。もともとの指摘には耳を傾け、内政の過程で健全に治癒できるかどうか国家の品格を左右します。この法改正の審議を通じて、日本は品格ある人権国家であることを示そうではありませんか。そのことを呼びかけて、代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣上川陽子君登壇)

○国務大臣(上川陽子君) 山尾志桜里議員にお答え申し上げます。

まず、長期収容の原因についてお尋ねがありました。

現行法では、日本から退去すべきことが確定した外国人については、原則として、退去までの間、収容施設に収容することとされています。

その上で、退去強制処分を受けた外国人が退去を拒み続け、かつ送還の妨げとなる事情がある場合に、収容が長期化する場合があるものと認識しています。

また、現行の仮放免制度においては、対象外国人に対する指導助言を行う者が予定されていないため、仮放免できる者が限られます。

こうした現状を踏まえ、本法律案において、監理人による監理に付することで逃亡等を防止しつつ、相当期間にわたり収容することなく社会内で生活させる措置として、監理措置制度を創設するものです。

次に、難民認定制度の運用の見直しについてお尋ねがありました。

難民の認定は、申請者が特定の人種、宗教、国籍等を理由に迫害を受けるおそれがあることについて、申請者ごとに判断しています。

御指摘の、迫害の解釈を含め、難民該当性に関する規範的要素については、難民認定制度の透明性向上の観点から、現在、我が国及び諸外国でのこれまでの実務上の先例、UNCHCR、国際連合難民高等弁務官事務所が発行する諸文書等を参考としつつ、その明確化を検討しています。

また、UNCHCR等の協力を得て、難民認定申請者の出身国情報や難民調査の手法等に関する研修を実施し、難民調査官の調査能力の向上に努めているところです。

次に、補完的保護対象者の認定制度の創設や難民認定制度の運用の見直しの実効性についてのお尋ねがありました。

現在も、難民条約上の難民とは認められない者であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上の配慮が必要と認められる者については、在留特別許可等により本邦への在留を認めているところです。

また、本法律案では、難民条約上の五つの理由によらずとも迫害を受けるおそれがあり、かつそれ以外の難民の要件を全て満たすときは、難民に準じて補完的保護対象者と認定することとしています。

本法律案や先ほど述べた運用の見直しにより、難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度を適切に運用し、今後とも真に庇護を必要とする者を確実に保護してまいります。

次に、収容と監理措置についてお尋ねがありました。

した。

監理措置は、収容に代わる選択肢として、当該外国人の逃亡のおそれの程度等を考慮して相当な場合には、監理人の監理に付する措置を取りながら、収容せずに退去強制手続を進めることとするものであり、個別の事案に応じてその決定を行うものです。

そのため、法制度上、収容と監理措置のいずれかが原則という性質のものではありません。

次に、監理人の届出についての罰則、監理人への財政支援、弁護士の守秘義務との関係についてお尋ねがありました。

監理措置に付された者による逃亡等の条件違反行為を未然に適切に防止するため、監理人は、外国人の生活状況を把握しつつ、指導監督することにも、必要な事項を届け出なければならないとしています。

そして、そのような届出義務を担保するため、違反した場合は過料の制裁を科することとしたものであり、こうした届出義務の必要性を御理解いただけるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。

監理人は、基本的には退去強制手続中の外国人の依頼を受けて就任するものであり、その依頼に基づく費用は当該外国人の側において負担すべきものであり、監理人に対する財政支援を行うことは適切ではないと考えています。

弁護士が届出義務を履行した場合、弁護士の守秘義務に違反するかどうかは、個別の届出の内容等を踏まえて判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難です。

もともと、一般的に、弁護士の守秘義務は、当

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

該秘密の主体の同意があれば解除されると考えています。

次に、三回目以降の難民認定申請者を送還停止効の例外とすることについてお尋ねがありました。

これまでに、三回目以降の申請に対し、難民認定手続で難民認定された事例は、確認可能な限り承知していません。

また、令和二年に難民認定申請をした三千九百三十六人のうち、百七人が三回目以降の申請です。

そもそも、送還停止効は、難民認定申請中の者の法的地位の安定を図るために設けられたものです。

既に二度、難民等の不認定処分が行政上確定した者は、二度にわたり難民等の該当性について判断され、その審査が十分に尽くされており、法的地位の安定を図る必要はないものと考えられます。

もともと、三回目以降の申請においても、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出した場合は送還を停止することとしています。

最後に、議員立法及び本法律案の修正についてお尋ねがありました。

議員立法として提出されている法律案については、法務大臣として所感を述べることは差し控えています。

その上で、本法律案は、在留が認められない者を迅速に送還することともに、在留を認めるべき外国人を適切に保護するため、在留特別許可の申請手続や補完的保護対象者の認定手続等を新たに設けること、収容されることなく退去強制手続

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する
山尾志保郎君の質疑 議長 議員の報告 災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

を受けることを可能とする監理措置制度を創設すること、収容中の一層適正な処遇を実施すること

等を内容としており、外国人の人権に十分に配慮した適正なものであると考えています。

法務大臣としては、こうした政府案に幅広く御理解をいただけるよう、今後の国会の御審議におきまして、丁寧に御説明を尽くしてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

出席国務大臣

総務大臣 武田 良太君
法務大臣 上川 陽子君
外務大臣 茂木 敏充君
防衛大臣 岸 信夫君
国務大臣 小此木八郎君
国務大臣 丸川 珠代君

出席副大臣

法務副大臣 田所 嘉徳君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 田畑 裕明君 補欠 築 和生君
松尾 明弘君 長尾 秀樹君
築 和生君 田畑 裕明君
長尾 秀樹君 松尾 明弘君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 井出 庸生君 補欠 宮崎 政久君
武部 新君 繁本 護君
小宮山泰子君 谷田川 元君
佐藤 公治君 松田 功君
岡本 三成君 吉田 宣弘君
古川 元久君 高井 崇志君
松田 功君 石川 香織君
繁本 護君 武部 新君
谷田川 元君 小宮山泰子君
宮崎 政久君 井出 庸生君
石川 香織君 佐藤 公治君
吉田 宣弘君 岡本 三成君
高井 崇志君 古川 元久君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任 野田 毅君 補欠 高村 正大君
福井 照君 繁本 護君
照屋 寛徳君 武内 則男君

高村 正大君 野田 毅君
繁本 護君 福井 照君
武内 則男君 照屋 寛徳君

(議案付託)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

(議案送付)

一、昨十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案
子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案
地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義偉

災害対策基本法等の一部を改正する法律

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「非常災害対策本部」を「特定災害対策

本部、非常災害対策本部」に、「第二十四条を「第二十三条の三」に改め、「避難行動要支援者名簿の下に」及び個別避難計画を加え、「第四十九条の十三を「第四十九条の十七」に、「第六十一条の三を「第六十一条の八」に改める。 第二条第九号中「第十二条第八項」の下に、「第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項」を加える。 第八条第二項第十二号中「相互応援」の下に「第六十一条の四第三項に規定する広域避難」を加える。	は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができ	員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。 6 特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十六条第四項の規定は、適用しない。 7 内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。 8 前条第二項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。 9 特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。 10 特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。 11 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。 （特定災害対策本部の所掌事務） 第二十三条の五 特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施する	ための方針の作成に関すること。 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。 三 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に關すること。 四 第二十三条の七の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務 （指定行政機関の長の権限の委任） 第二十三条の六 指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。 2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。 （特定災害対策本部長の権限） 第二十三条の七 特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。 2 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長そ
命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）を加え、同項第三号中「内閣総理大臣」の下に「又は防災担当大臣」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削り、同条第四項第三号中「非常災害」の下に「又は第二十三条の三第一項に規定する特定災害」を加え、同項を同条第三項とする。 第十二条第五項第二号中「国務大臣」の下に「内閣危機管理監」を加える。 第二章第三節の節名中「非常災害対策本部」を「特定災害対策本部、非常災害対策本部」に改める。 第二章第三節中第二十四条の前に次の五条を加える。 （特定災害対策本部の設置） 第二十三条の三 災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。）が発生し、又	2 内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。 （特定災害対策本部の組織） 第二十三条の四 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。 2 特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 3 特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。 4 特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。 5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部	5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部	

令和三年四月十六日 衆議院会議録第二十二号

災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

令和三年四月十六日 衆議院會議録第二十二号

災害対策基本法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

の他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。

5 特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第二十四条第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十三条の三第二項の規定は、非常災害対策本部について準用する。

3 第一項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

第二十五条第一項中「国務大臣」を「内閣総理

大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「前条第二項」を「第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を削り、同条第六項後段を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「非常災害対策本部員その他の」を「及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の」に改め、「内閣官房若しくは」の下に「内閣府その他の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第二十五条第三項の次に次の一項を加える。

4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

第二十七条第一項中「非常災害対策本部員」を「非常災害対策本部の職員」に改める。

第二十八条第二項中「関係指定地方行政機関の長」を「関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員」に改め、同条第五項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に、「権限」を「権限第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 非常災害対策本部長は、前三項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。

第二十八条の二第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改め、同条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十三条の三第二項」に改め、同条第三項中「非常災害対策本部」を「特定災害対策本部又は非常災害対策本部」に改める。

第二十八条の三第四項中「緊急災害対策副本部長は、」の下に「内閣官房長官、防災担当大臣その他の」を加え、同条第七項中「内閣官房若しくは」の下に「内閣府その他の」を加え、同条第九項中「第二十五条第六項後段」を「第二十三条の四第六項後段」に改める。

第四十条第三項、第四十二条第四項及び第四十六条第一項第五号中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。

第四章第三節の節名中「避難行動要支援者名簿」の下に「及び個別避難計画」を加える。

第四十九条の十一第二項中「(次項)の下に」第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五」を加える。

第四章第三節に次の四条を加える。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難

行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。 (個別避難計画情報の利用及び提供) 第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。	同意を得ることを要しない。 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。 (個別避難計画情報を提供する場合における配慮) 第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するとき、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (秘密保持義務) 第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 第五十一条の二中「非常災害」の下に「又は特定災害」を加える。 第五十二条第一項中「勧告及び」を削る。 第五十三条第五項中「が非常災害」の下に「又は特定災害」を加える。	は特定災害」を加え、「当該非常災害」を「当該災害」に改める。 第五十六条第二項を次のように改める。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。 第六十条第一項中「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者」を削り、同条第二項中「勧告し、又は」を削り、同条第三項中「ある」を「あり、かつ、事態に照らし緊急を要する」に改め、「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」を「高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」に改め、同条第四項中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。 第六十一条第一項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、「地域」の下に「必要と認める」を加え、同条第三項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。 第六十一条の二中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、「勧告又は」を削る。 第六十一条の三の見出し中「指示等」を「指示」に改め、同条中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。 第五章第三節に次の五条を加える。 (広域避難の協議等) 第六十一条の四 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。	に改め、同条中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。 3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その
--	---	---	--

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。 （都道府県外広域避難の協議等） 第六十一条の五 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があるとき、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。	2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。 4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第一項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内	容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。 11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しな	ければならない。 （市町村長による都道府県外広域避難の協議等） 第六十一条の六 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。 4 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
---	---	--	--

6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。	2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第六十一条の五第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。	並びに次条第一項及び第二項に改め、同条に次の二項を加える。 2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号（第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。
7 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。	第六十一条の八 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「長」の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。
8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。	2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「七十八条第二項（及び第七十八条第三項）の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。
9 協議先市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。	第六十七條第一項、第六十八條及び第七十四條第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「七十八条第二項（及び第七十八条第三項）の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。
10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。	第六十七條第一項、第六十八條及び第七十四條第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「七十八条第二項（及び第七十八条第三項）の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。
11 第九項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。	第六十七條第一項、第六十八條及び第七十四條第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「七十八条第二項（及び第七十八条第三項）の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。
（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言） 第六十一条の七 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第六十一条の四第一項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。	第七十四條の二第一項中「発生した場合」を「発生し、又は発生するおそれがある場合」に、 「発生した市町村」を「発生し又は発生するおそれがある市町村」に改める。	第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「七十八条第二項（及び第七十八条第三項）の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。

項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨(指定都市の長にあつては、その旨及び当該救助を行う区域)を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

第二条の三中「発生した第二条を」、第二条第一項に、「に際し」を「が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては」に改める。

第四条第一項中「救助」を「第二条第一項の規定による救助」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

第五条第一項中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。

第十一条中「災害発生市町村(を「災害発生市町村若しくは本部所管区域城市町村(いずれも」に、「同じ」を「災害発生市町村等」という」に、「発生し」を「発生し、又は発生するおそれがある場合において」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第十三条中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第十七条第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三号中「第二条の第二項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四号中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第三十条中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一項を加える。

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務(同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。)については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十条中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第二条の二第一項中「いう。」の下に「第三項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを掌理しない。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 附則第十七条(第五号に係る部分に限る。)の規定 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(附則第八条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法(次項並びに附則第八条及び第十五条において「旧災害対策基本法」という。)第二十四条第一項の規定により設置されている非常災害対策本部に関する組織、指定行政機関の長の権限の委任及び非常災害対策本部長の権限については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定により示されている避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。
別表第一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の項第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第三号中「第二条の第二項」の下に「及び第二項」を加え、同項第四号中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

(水防法の一部改正)
第六条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四中「勧告若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。
(地方税法の一部改正)
第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三の三第一項中「勧告若しくは」を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に旧災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告が行われた場合における前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の三第一項の規定の適用については、同項中「指示又は」とあるのは「指示」と、「設定」とあるのは「設定又は災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。以下この項において「災対法等一部改正法」という。)第一条の規定による改正前の災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告」と、「及び第六項」とあるのは「及び第六項(災対法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる

場合における災対法等一部改正法第一条の規定による改正前のこれらの規定を含む。」とする。
(社会福祉法の一部改正)

第九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第百八十八条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「勧告又は」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の三の項中「次項及び別表第四の一の二の項」を「別表第四の一の三の項」に改め、同表の一の四の項中「第二条」を「第十一条」に、「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改め、「救助実施市を除く。」を削り、「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の四の項」に、「第二条の」を「第二条第一項若しくは第二項の」に改める。

別表第三の一の三の項中「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第四の一の四の項中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に、「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

別表第五第一号の三中「第二条」を「第二条第一項若しくは第二項」に改める。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)
第十二条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第十条第一項中「による」を「第二条第一項の規定による」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第十三条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「災害対策基本法」の下に「第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法」を加える。

第十五条中「第二十四条第二項」を「第二十三条の三第二項」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第十四条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「勧告又は」を削る。

第二十七条の二第一項中「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し」を削り、同条第二項中「勧告し、又は」を削り、同条第三項中「において、」を「であつて、」に、「あり、かつ」を「ある場合において」に、「ある」を「あり、かつ、事態に照らし緊急を要する」に改め、「地域の」の下に「必要と認める」を加え、「屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」を緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」に改め、同条第四項中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。
第二十七条の三第一項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、

「地域の」の下に「必要と認める」を加え、同条第三項中「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

第二十七条の四中「勧告し、若しくは」を削り、「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改め、「勧告又は」を削る。

第二十七条の五の見出し中「指示等」を「指示」に改め、同条中「勧告し、若しくは」を削り、

「屋内での待避等の安全確保措置」を「緊急安全確保措置」に改める。

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項中「災害」の下に「が発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「含む。」の下に「が発生した」を加え、同表第四十二条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、同項の次に次のように加える。

第四十二条第四項

災害が発生し、又は発生するおそれがある

原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)が発生した

第二十八条第一項の表第四十六条第一項の項中欄中「発生した場合における相互応援」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改め、同項下欄中「場合における相互応援」を削り、同表第四十九条の十一第三項の項の次に次のように加える。

第四十九条の十五第二項

災害

原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)

第四十九条の十五第三項

災害

原子力災害

第二十八条第一項の表第五十六条第二項の項を削り、同表第六十七条第一項の項中欄中「災害」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「」の下に「発生した」を加え、同表第六十八条の項中欄中「災害」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同表第七十四条の項中欄中「災害」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同表第七十四条の二第二項の項及び第七十四条の三第一項の項中「係る災害を災害が発生し、又は発生するおそれがある」に、「係る原子力災害」を「原子力災害」に改め、「同じ。」の

下に「が発生した」を加え、「当該災害」を「災害が発生し又は発生するおそれがある」に、「当該原子力災害」を「原子力災害が発生した」に改め、同表第七十四条の三第三項の項中欄中「災害」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「」の下に「発生した」を加え、同表第七十四条の四の項中欄中「災害」の下に「発生し、又は発生するおそれがある」を加え、同項下欄中「」の下に「発生した」を加え、同表第九十五条の項中「第二十八条第二項」を「第二十三条の七第二項の規定による特定災害対策本部長の指示、第二十八条第二項」に改め、同条第二項の表第六十条第三項の項を次のように改める。

第六十条第三項	
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避	屋内での待避

第二十八条第二項の表第六十一条第三項、第六十一条の二及び第六十一条の三の項の次に次のように加える。

第六十一条の四第一項	
災害が発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
合	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
予想される災害	原子力災害から
災害から	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
災害が発生するおそれがある場合であつて	原子力災害
当該災害	原子力災害
災害	原子力災害

(原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若しくは第六項又は第六十一条の規定によりされている避難のための立退き若しくは屋内への退避の指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示については、なお従前の例による。
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対

策の推進に関する法律の一部改正)
第十六条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項及び第三十一条第一項中「勧告又は」を削る。
第三十二条の見出し中「指示等」を「指示」に改め、同条中「勧告又は」を削る。
(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部改正)
第十七条 次に掲げる法律の規定中「第二条」を

「第二条第一項」に、「市町村」を「災害発生市町村」に改める。
一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第二条第一項第二号
二 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十九号)第一項
三 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年法律第六号)第二条第二項
四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第二条第三項第七号及び第八号イ
五 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第七条第一項
(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第五十条、第八十五条第一項及び第八十九条第一項中「第二条に規定する」を「第二条第一項の規定による」に改める。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の三十六の二の項中「よる」の下に「避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成」を加える。

別表第二の五十六の二の項中「災害対策基本法による」の下に「避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は」を加える。

理 由

頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部の設置、非常災害対策本部等の本部長及び設置時期の見直し、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化、広域にわたる避難住民等の受入れに関する協議手続の整備、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 災害対策基本法の一部改正

(一) 特定災害対策本部

特定災害(非常災害に該当するに至らない災害で、地域の状況等を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、内閣総理大臣は、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置することができること。

(二) 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部
非常災害対策本部の本部長を国務大臣か

ら内閣総理大臣に変更するとともに、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を災害が発生するおそれがある場合から設置することができること。

(三) 個別避難計画

市町村長は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならないこと。

(四) 市町村長の避難の指示等

市町村長による避難のための立退きの勧告及び指示を指示に一本化するとともに、市町村長は、事態に照らし緊急を要する等と認めるときは緊急安全確保措置を指示することができること。

(五) 広域避難

災害が発生するおそれがある場合における居住者等の市町村の区域を越えた避難について、市町村長間の協議等を可能とすること。

2 災害救助法の一部改正

災害が発生するおそれがある場合において、都道府県知事等は、特定災害対策本部等の所管区域とされた市町村の区域内において、同法による避難所の供与を実施することができること。

3 内閣府設置法の一部改正

内閣府に防災分野を掌理する特命担当大臣を置くものとすること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

頻発する自然災害に対応して、災害対策の実

施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部の設置、非常災害対策本部等の本部長及び設置時期の見直し、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化、広域にわたる避難住民等の受入れに関する協議手続の整備、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年四月十五日

災害対策特別委員長 金子 恭之
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

一 新たな避難情報の運用開始に当たっては、的確な発令に繋がるよう市町村に対して十分な説明を行うとともに、住民等の確実な避難に繋がるよう制度の周知に努めること。

二 国の災害対策本部を設置するに当たっては、

「誰も取り残さない」というインクルーシブ防災及びSDGsの概念に鑑み、その構成員には、災害時における男女共同参画担当、障がい者施策担当等の職を務める者が必要に応じて含まれるよう留意すること。特に非常災害対策本部を設置する場合において、当該職を担当する特命担当大臣が設置されているときは、当該特命担当大臣も必要に応じて本部員とするよう努める

こと。

三 各市町村における個別避難計画の作成が進むよう、速やかに取組指針を改定するとともに、災害対応人材の確保、各種の財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供、市町村等の情報共有の場の設置等、必要な支援を行うこと。特に、市町村について福祉部局と防災部局の綿密な連携を図られるよう後押しすること。

四 障がい者、高齢者等への実効性の高い避難支援を可能とするため、平常時における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る情報の避難支援等関係者への事前提供を進めることができるよう、市町村を支援すること。

五 水防法等に基づく避難確保計画による避難支援の対象外の避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成する等、切れ目のない避難支援が行われるよう、適切な助言をすること。

六 福祉避難所の在り方については、「令和元年台風第十九号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめを踏まえ、その改善に努めること。

七 広域避難については、地方公共団体の相互応援や民間事業者等との協力に関する協定の締結等、住民等への周知啓発、避難訓練の実施、優良事例に関する情報の提供等、平常時から円滑な実施に向けた取組を進めること。また、広域避難のみならず、自らの地方公共団体内での垂直避難、公共施設や民間の大型商業施設への避難など、現実的に対応可能な複数の避難パターンも組み合わせることで、地域における総合的な避難対策の一層の強化を図られるよう支援すること。

八 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の

任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

右
国会に提出する。

令和三年二月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 基本方針(第五条)

第三章 標準化基準等(第六条 第八条)

第四章 補則(第九条 第十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

ならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用)

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限って、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

第四章 補則

(国の措置等)

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に對し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、市町村(特別区を含む。)に對し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(クラウド・コンピューティング・サービス関

連技術の活用)

第十条 地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国による環境の整備に關する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス關連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、令和三年九月一日から施行する。

理 由

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体情報システムの定義

この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであつて、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務(以下「標準化対象事務」という。)の処理に係るものをいうものとする。

2 国による基本方針の作成

政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとする。

3 地方公共団体情報システムの標準化のための基準等

(一) 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣は、当該法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な基準を定めなければならないものとする。

(二) 内閣総理大臣及び総務大臣は、データの相互運用性の確保、サイバーセキュリティ

等、各地方公共団体情報システムに共通して必要となる基準を定めなければならないものとする。

4 標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用

地方公共団体情報システムは、3の(一)及び(二)の基準に適合するものでなければならないものとする。

5 その他の措置

(一) 地方公共団体は、クラウド・コンピューティング・サービス關連技術に係るサービスを全地方公共団体において利用できるようにするための国による環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境において同技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。

(二) 国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 施行期日

この法律は、令和三年九月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めようとする本案は、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を附則に追加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年四月十五日
総務委員長 石田 祝稔
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

附 則

(小字は修正)

(施行期日)

1 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 標準化対象事務を定める政令の制定等に当たっては、地方自治法に基づき、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織である地方三団体に對し情報提供することともに、意見聴取するほか、有識者からも意見を聴くなど、地方公共団体の意見を最大限尊重すること。

二 地方公共団体の利用する情報システムは、地方公共団体が構築することが基本であり、その整備・管理の方針についても地方公共団体が策定すべきものであることに鑑み、国による基本方針の策定に当たっては、地方三団体に加え、その他の地方関係団体等とも十分な調整を行った上で、地方公共団体の実情に即したものとすること。

三 標準化基準については、地方公共団体の規模、権能及び地域特性等の違いを踏まえた柔軟なものとする。

四 標準化基準の策定・変更に当たっては、全ての地方公共団体や関係事業者の意見を丁寧に聴取するとともに、情報システムの運用実態を踏まえたものとなるよう、標準化対象事務に従事している職員及び情報システムを担っている職

員等の意見を聴取するなど、関係者の幅広い意見を十分に反映したものとする。また、標準化基準の検討状況について、逐次公表すること。

五 地方公共団体情報システムについて、地方公共団体や関係事業者の創意工夫による改善が図られるよう、地方公共団体及び関係事業者からの新たな機能に関する提案を受け付け、当該提案のうち有用性が認められるものについては、積極的に標準化基準に反映すること。

六 地方公共団体情報システムの標準化及び業務プロセスの見直し等によって、地方公共団体の窓口業務に混乱が生じ、住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方公共団体との十分な調整を行った上で、必要な人的・財政的支援を行うなど、万全の対策を講ずること。

また、標準化推進システムへの円滑な移行が図られるよう、十分な移行期間を確保することともに、やむを得ない事由のある地方公共団体については、移行期間の取扱いについて検討すること。

七 地方公共団体情報システムの標準化を始め、地方公共団体のデジタル化の推進に当たっては、これを支える人材の確保及び育成が不可欠であることに鑑み、市町村において、高度な専門的知識を有するデジタル人材の確保及び育成が円滑に図られるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。

八 地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、国の責任において全額国費で支援すること。また、標準化推進システムの維持・管理及び改修等に要する経費について、必要な財政措置を講ずること。

九 地方公共団体情報システムの標準化に伴う情報システムの運営経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・

向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。

十 地方公共団体情報システムの標準化を契機として、上乗せ給付などの地方公共団体独自の施策が廃止・縮小されることのないよう、地方公共団体情報システムの機能等について、当該施策を継続するための改変・追加が行えるようにするとともに、当該改変・追加に要する経費について必要な財政支援を行うこと。

十一 地方公共団体情報システムの標準化を始めとした地方公共団体のデジタル化の推進に伴い、地方公共団体の保有する個人情報について、情報連携の機会の増加が見込まれることを踏まえ、個人情報漏えいや不適正な利用が生じることのないよう万全の措置を講ずること。

十二 地方公共団体の保有する個人情報に関しては、地域の特性等に応じた独自の保護措置が講じられてきたことを踏まえ、改正後の個人情報保護法下で講じられる独自の保護措置についても、標準化基準等において特段の配慮を行うこと。

十三 ガバメントクラウドの構築に当たっては、セキュリティ対策に万全を期すとともに、システム障害が発生することのないよう十分な対策を講ずること。また、標準化推進システムへの移行を円滑に進めるため、ガバメントクラウドの構築に向けた検討段階においても、地方公共団体に對する適時適切な情報提供を行うこと。

十四 ガバメントクラウドの活用による地方公共団体情報システムの利用に当たっては、個人情報の適切な管理を徹底する観点から、地方公共団体ごとのデータをクラウド上で分離することともに、厳格なアクセス制限を行うなど、個人情報保護するための必要な対策を講ずること。

十五 本法附則第二項に基づく検討に当たっては、地方公共団体独自の施策への影響等にも留

意しつつ、地方公共団体の意見を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、標準化対象事務、基本方針及び標準化基準の在り方等について必要な見直しを行うこと。